

伊達市における特定避難勧奨地点の設定について

平成23年11月25日
原子力災害現地対策本部

平成23年6月16日付け「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」（原子力災害対策本部）に基づき、原子力災害現地対策本部は、6月30日に、伊達市の104地点（113世帯）に対し「特定避難勧奨地点」を設定しました。

今回、7月27～29日、8月14～16日及び23日のモニタリング結果等を踏まえ、原子力災害現地対策本部は、福島県及び伊達市との協議の上、本日、下記の地区の住居に対し「特定避難勧奨地点」を設定し、福島県及び伊達市に通知いたしました。

今後、伊達市は対象となった住居の世帯に対し、個別に通知します。

原子力災害対策本部は、特定避難勧奨地点に設定された住居に対して、避難等に関する支援を行うとともに、当該地区のモニタリングを継続的に行ってまいります。

記

伊達市^{りょうぜん}霊山町^{しもおくに}下小国の一部 4地点（4世帯）

伊達市^{りょうぜん}霊山町^{いしだ}石田の一部 1地点（1世帯）

伊達市^{ほばら}保原町^{とみざわ}富沢の一部 8地点（10世帯）

合計 13地点（15世帯）

以上